

○警察犬取扱要領の制定について(通達)

(令和5年9月1日岡鑑第178号警察本部長例規)

各部長

首席監察官

各統括官 殿

運転免許センター長

各所属長

この度、別添のとおり警察犬取扱要領を制定し、本日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、岡山県警察嘱託犬嘱託要綱及び警察犬の使用及び取扱要領の制定について(通達)(平成13年4月3日岡鑑第85号例規)は、本日をもって廃止する。

別添

警察犬取扱要領

第1 趣旨

この要領は、岡山県警察が犯罪の捜査、行方不明者の捜索活動その他の警察活動に用いる犬(以下「警察犬」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 直轄犬 刑事部鑑識課(以下「鑑識課」という。)において直接に管理運用する岡山県警察直轄犬をいう。
- (2) 嘱託犬 岡山県警察が審査を行い嘱託する岡山県警察嘱託犬をいう。
- (3) 一般捜索犬 嘱託犬のうち、主に足跡追及による活動を目的とした警察犬をいう。
- (4) 地域捜索犬 嘱託犬のうち、特異行方不明者等について特定の区域における捜索を目的とする警察犬をいう。
- (5) 死体捜索犬 嘱託犬のうち、死体の捜索を目的とする警察犬をいう。
- (6) 特殊犬 地域捜索犬及び死体捜索犬をいう。

第3 嘱託犬の審査等

1 嘱託犬の審査

警察本部長は、毎年1回、嘱託犬の審査を行うものとする。

2 審査の申請

- (1) 嘱託犬の審査を受けようとする犬の指導者(当該犬を所有し、及び飼育訓練するものをいう。以下同じ。)の住居地を管轄する警察署長は、当該指導者に対して岡山県警察嘱託犬審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)の提出を求めるものとする。

(2) (1)の申請書の提出を受けた警察署長は、鑑識課に当該申請書を送付するものとする。

3 審査の方法

審査は、嘱託犬の種別に応じて、次に掲げる事項についての審査を行うものとする。

(1) 一般捜索犬 書面審査並びに服従、足跡追及及び臭気選別の実技審査

(2) 特殊犬 書面審査並びに服従及び当該特殊犬の用務を遂行するために求められる基本動作の実技審査

4 審査の免除

審査の時点において現に嘱託しており、嘱託犬としての能力が優れ、過去の実績が顕著であり、改めて審査を行わなくても嘱託することに支障がないと警察本部長が認める犬については、その実技審査を免除することができるものとする。

5 審査の日時等

審査の日時、場所その他必要事項は、審査の都度、申請書の提出をした犬の指導者に対して通知するものとする。

第4章 嘱託犬の嘱託等

1 嘱託犬の嘱託

警察本部長は、審査に合格した犬について、当該犬の指導者に嘱託書(様式第2号)及び証明書(様式第3号)をそれぞれ交付し、嘱託犬の嘱託を行うものとする。

2 嘱託期間

嘱託犬の嘱託期間は、嘱託の日から2年間とする。ただし、嘱託犬の審査を行う年の1月1日現在において、審査に合格した犬及び実技審査を免除した犬が満10歳以上である場合は、当該犬の嘱託期間は、嘱託の日から1年間とする。

3 嘱託の取消し

警察本部長は、次に掲げる事由が生じたときは、嘱託期間の満了前であっても嘱託を取り消すことができる。

(1) 嘱託犬の指導者の変更

(2) 嘱託の辞退

(3) 嘱託犬の死亡

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、嘱託しておくことが適当でない認められるとき。

4 嘱託書等の返納

(1) 刑事部鑑識課長(以下「鑑識課長」という。)は、3に掲げる事由を認知したときは、速やかに警察本部長に報告しなければならない。

(2) 鑑識課長は、警察本部長による嘱託の取消しがあった場合は、岡山県警察嘱託犬取消通知書(様式第4号)により速やかに指導者に通知するとともに、嘱託書及び証明書を回収しなければならない。

(3) 鑑識課長は、指導者の所在不明その他の事情により(2)に定める手続を行うことができない場合は、その旨を本部長に報告しなければならない。

5 嘱託書等の再交付

鑑識課長は、嘱託犬の指導者が嘱託書又は証明書を紛失又は損傷した旨の報告を受けたときは、嘱託書又は証明書を再交付することができる。

6 台帳の整備

鑑識課長は、次に掲げる事由が発生したときは、その内容をそれぞれ次に掲げる台帳に記載し、又は記録しておかなければならない。

(1) 嘱託犬の嘱託及び嘱託の取消し 嘱託犬台帳(様式第5号)

(2) 証明書の交付、返納及び再交付 証明書台帳(様式第6号)

7 作業服及び帽子の貸与等

鑑識課長は、1により嘱託された嘱託犬の指導者に対し、鑑識課長が指定する作業服及び帽子を貸与するとともに、出動をする場合には当該作業服及び帽子を着用し、及び証明書を携行して身分を明らかにするよう求めるものとする。

第5 警察犬の出動

1 警察犬は、次に掲げる場合に出動するものとする。

(1) 犯罪の現場に被疑者等の遺留品、足痕跡その他の臭気保有物がある場合

(2) 犯罪の現場付近に被疑者等が潜伏し、又は被害品等が遺留されていると認められる場合

(3) 犯罪の現場付近に犯行に使用された凶器その他の物が遺留され、又は放棄されていると認められる場合

(4) 犯罪の捜査のため臭気選別をする必要がある場合

(5) 特異行方不明者等を臭気によって捜索する必要がある場合

(6) その他警察犬を出動させる必要がある場合

2 警察犬の出動の要請

(1) 警察署長及び警察本部の所属長(以下「警察署長等」という。)は、警察犬を出動させる必要があると認めるときは、鑑識課長に対して事案の概要、遺留品の有無、警察犬の出動の必要性等を報告し、警察犬出動要請書(様式第7号)により、警察犬の出動を要請することができる。

(2) (1)の規定にかかわらず、警察犬を緊急に出動をさせる必要があるときは、口頭その他の方法により出動の要請をすることができる。この場合において、警察署長等は、事後速やかに警察犬出動要請書を作成し、鑑識課長に送付するものとする。

(3) 鑑識課長は、(1)又は(2)の規定による要請を受けたときは、事案の内容等に応じて適当と認める警察犬を選定するものとする。

(4) (3)により選定された警察犬が囑託犬であるときは、警察犬の出動を必要とする警察署長(要請者が警察本部の所属長であるときは事案の発生地を管轄する警察署長)が、当該囑託犬の指導者に対して要請を行うものとする。

3 警察犬出動時の留意事項

警察署長等は、警察犬の出動に際し、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 警察犬の特性に配慮し、警察犬の指導者の意見を尊重するなど効果的な運用に努めること。
- (2) 被疑者等の遺留品、足痕跡その他の臭気保有物又は現場の臭気が散逸し、又は混同しないよう現場保存の措置を執ること。
- (3) 遺留品には素手で触れず、速やかに覆い又は蓋をして保存し、必要があるときは新しく清潔なポリ袋等に封入して保管すること。
- (4) 保存した遺留品、足痕跡その他の臭気保有物の付近及び被疑者等が行動した場所においては、人及び動物が立ち入らないように措置すること。
- (5) 事案概要、付近の地理等に詳しい警察官を警察犬の指導者に付き添わせること。
- (6) 被疑者、遺留品、被害品等の発見時における措置を講じるため、警察官を補助者として警察犬の指導者に付き添わせること。
- (7) 行方不明者の捜索をするときは、警察犬の指導者に付き添う警察官に臭気保有物を携行させること。
- (8) 警察犬の出動結果については、捜索状況及び指導者の意見を参考にして、合理的に判断すること。

4 報告

- (1) 警察署長等は、警察犬の出動結果を警察犬出動報告書(様式第8号)により、速やかに鑑識課長に報告しなければならない。
- (2) 警察署長等は、出動要請を受けて出動した警察犬の運用に関して次に掲げる事故又は災害が発生したときは、警察犬事故(災害)発生報告書(様式第9号)により、速やかに警察本部長に報告しなければならない。
 - ア 警察犬が、出動中に人を死傷させ、又は財物を損壊若しくは亡失させたとき。
 - イ 警察犬が、出動中に災害により死亡し、又は負傷し、若しくは疾病にかかったとき。
 - ウ 警察犬が、出動中の負傷若しくは疾病が原因で死亡し、又は再起不能の状態になったとき。
- (3) 鑑識課長は、(1)及び(2)の規定による報告の内容を、警察犬出動台帳(様式第10号)に記録しておかなければならない。

第6 報償費の支給等

1 報償費の支給

第4の1の規定により、囑託犬を囑託したときは、当該囑託犬の指導者に対し、予算の範囲内で飼育訓練に係る報償費を支給するものとする。

2 出動謝金の支給

第5の4(1)の規定による囑託犬の出動報告があったときは、当該囑託犬の指導者に対し、予算の範囲内で出動謝金を支給するものとする。

3 災害見舞金の支給

- (1) 第5の4(2)イ又はウに掲げる事由に該当する報告があったときは、囑託犬の指導者に対して災害見舞金を支給するものとする。この場合において、災害の原因が第三者の行為によるものと認められ、当該第三者から損害賠償を受けることができるときは、災害見舞金を支給しないことができる。
- (2) 鑑識課長は、(1)の規定による支給が必要であると認めるときは、囑託犬の指導者から獣医師の診断書の提出を求めるとともに、囑託犬災害見舞金支給申請書(様式第11号)に関係書類を添付して、警察本部長に災害見舞金の支給を申請するものとする。ただし、囑託犬の死亡の原因が出動によるものであることが明らかなきときは、当該診断書の提出は省略することができる。
- (3) 警察本部長は、(2)の規定による申請を適当と認めるときは、別表に定める基準により災害見舞金の支給額を決定し、囑託犬災害見舞金支給通知書(様式第12号)を用いて囑託犬の指導者に通知するものとする。
- (4) 鑑識課長は、災害見舞金の支給に係る結果を囑託犬災害見舞金支給申請書に記載しておかなければならない。

第7 表彰

鑑識課長は、警察犬及び警察犬の指導者が、警察犬の活動により、岡山県警察表彰規程(平成23年岡山県警察訓令第15号)に基づく表彰をされたときは、当該表彰の内容を表彰台帳(様式第13号)に記録しておかなければならない。

第8 指導教養

鑑識課長は、警察犬の能力向上及び指導者の育成等を図るため、研究会、競技会等を随時開催するほか、警察犬の取扱いに関して必要な事項について指導教養を行うものとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、警察犬の取扱いに関する細目的事項は、鑑識課長が別に定める。

第10 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
岡山県警察囑託犬審査申請書	鑑識課	1年
囑託犬台帳	鑑識課	長期

証明書台帳	鑑識課	長期
警察犬出動要請書	鑑識課	5年
警察犬出動報告書	鑑識課	5年
警察犬事故(災害)発生報告書	鑑識課	10年
警察犬出動台帳	鑑識課	15年
嘱託犬災害見舞金支給申請書	鑑識課	10年
嘱託犬災害見舞金支給通知書(写)	鑑識課	10年
表彰台帳	鑑識課	長期

別表

嘱託犬災害見舞金支給基準

等級	被災の程度	支給基準額
1 等級	死亡又は再起不能	100 万円以下
2 等級	6 か月以上の治療を要すると認められるもの	50 万円以下
3 等級	3 か月程度の治療を要すると認められるもの	30 万円以下
4 等級	1 か月程度の治療を要すると認められるもの	10 万円以下